

(仮称)上郡町環境保全広域組織運営細則 (案)

(目的)

第1条 (仮称)上郡町環境保全広域組織運営規則 (以下「規則」という。)

第28条に基づき、(仮称)上郡町環境保全広域組織 (以下「広域組織」という。)の組織運営及び事務局運営に必要な事項を定める。

(予算の区分)

第2条 予算は、農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動を除く。以下「維持共同」という。)と、資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動。以下「長寿命化」という。)に区分する。

(維持共同の予算)

第3条 各活動組織の維持共同の年度予算は、各活動組織の協定農用地面積に応じた金額から事務局経費を控除した金額を割り当てることとする。

(維持共同の持越金の取扱)

第4条 年度終了時、各活動組織において残金が生じた場合は、次に掲げる経費に充当することとする。ただし、特別な事情がある場合にはこの限りではない。

- (1) 翌年度交付金の交付までの間の維持共同活動費
- (2) 翌年度交付金の交付までの間の事務局経費
- (3) 災害等緊急の場合に備えた予備費
- (4) その他代議員会で承認された経費

(長寿命化の予算)

第5条 各活動組織の長寿命化の年度予算は、各活動組織の協定農用地面積に応じた金額から事務局経費を控除した金額を割り当てることとする。

- 2 計画の策定にあたっては、各活動組織の割り当てた交付金の範囲内で計画し、余剰分は流用して計画する。
- 3 流用の運用方法は、別に定める。

(長寿命化の持越金の取扱)

第6条 年度終了時、残金が生じた場合は、翌年度の活動計画に基づく施設の更新等の経費に充当することとする。

(事務局経費)

第7条 維持共同及び長寿命化の交付金から控除する事務局経費の額は、別に定める。

(事務局の予算)

第8条 事務局の年度予算は、第3条及び第5条の規定により控除された金額を充てる。

2 事務局の運営に要する経費の取り決めは別に定める。

(事務局経費の持越金の取扱)

第9条 年度終了時、前条で定める事務局経費に残金が生じた場合は、翌年度の事務局経費に充当することとする。

(作業単価等)

第10条 作業単価等は、別表に定めるとおりとする。

2 日当等を支出する場合は、日ごとの作業者一覧表を作成し、支払い後、受領印等を徴することとする。

(物品購入等)

第11条 活動の実施に必要な資材及び事務用品等を購入する場合は、請求書及び領収書を徴収し、保管する。領収証の宛先は「(仮称)上郡町環境保全広域組織(集落名又は活動組織名)」とする。

2 事務局の運営に必要な資材及び事務用品等については、会長の判断で購入を行うこととする。

3 価格が50万円を超える機械または備品を購入した場合は、事務局で財産管理台帳を作成し、管理することとする。

4 委託等を行う場合は、必要性が確認できる理由や資料を整理して実施することとする。

(文書決裁)

第12条 予算を支出する場合は、案件毎に起案し、会長の決裁を受けることとする。

(長寿命化外注工事)

第13条 工事を外注により実施する場合は、次の基準により発注を行う。

(1) 工事価格が130万円以上 3社以上の見積入札とし、契約書によって実施する。

(2) 工事価格が130万円未満 随意契約とし、契約書によって実施する。

(3) 工事価格が50万円未満 随意契約とし、請書によって実施する。

(長寿命化直営施工)

第14条 工事を直営施工により実施する場合は、材料を第5条の規定に基づき購入し、工事を実施する。

(その他)

第15条 この細則に定めのないものは、会長が別に定める。

附 則

この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(別表)

上郡町環境保全広域組織 作業単価等規定 (案)

1. 日当・報酬

項 目		額	備 考
役員報酬	会長	30,000 円/年	
	副会長	20,000 円/年	
	監事	20,000 円/年	
	その他運営委員	10,000 円/年	
会議日当等		2,000 円	1h 1,000 円

2. 日当・報酬 (各活動組織)

項 目		上限額	備 考
作業日当	1 日あたり	8,000 円以内	
役員報酬		50,000 円/年以内	

※役員報酬については、各活動組織の規定により定めてください。

3. 機械等借上料 (各活動組織)

借上料を支払う場合には、燃料代 (混合油等) 及び部品代 (草刈刃等) は支給しない。

※個人所有の機械等を借り上げる場合の単価等は、下記を参考に各活動組織の規定により定めてください。

項 目		参考単価	備考
機械借上料	草刈機	500 円/時間、4,000 円/日	
	軽トラック	625 円/時間、6,000 円/日	
	トラクター	10,000 円/日	
	チェーンソー	500 円/時間、4,000 円/日	
上記以外の機械等		農事組合法人及びリース会社等から借上げる場合は、それぞれが設定する料金	

4. 旅費・弁当等 (各活動組織)

項 目	単 価	備 考
交通費	原則として実費	
弁当	500 円～800 円程度	1,000 円を上限

【別に定める事項】

長寿命化予算流用の運用方法（第5条関係）（今後作成）

事務局経費の額（第7条関係）

維持共同・長寿命化交付金からそれぞれ6%